

# 特許協力条約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 新居 広守 様 〒532-0011 日本国 大阪府大阪市淀川区西中島5丁目3番10号タナ カ・イトーピア新大阪ビル6階新居国際特許事務 所内		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
出願人又は代理人の書類記号 P1026799W001		発送日 (日.月.年) 02.06.2020 今後の手続については、 下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2020/013485	国際出願日 (日.月.年) 25.03.2020	優先日 (日.月.年) 25.03.2019	
国際特許分類 (IPC) G06T 9/40(2006.01)i FI: G06T9/40			
出願人 (氏名又は名称) パナソニック インテレクチュアル プロパティ コーポレーション オブ アメリカ			

1. この見解書は次の内容を含む。

第I欄 見解の基礎

第II欄 優先権

第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

第IV欄 発明の単一性の欠如

第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

第VI欄 ある種の引用文献

第VII欄 国際出願の欠陥

第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 20.05.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 佐田 宏史 5H 4189 電話番号 03-3581-1101 内線 3531
--	-------------------------	---

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3, 5, 8, 10	有
	請求項	1, 2, 4, 6, 7, 9, 11, 12	無
進歩性 (IS)	請求項	3, 8	有
	請求項	1, 2, 4-7, 9-12	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-12	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1: JP 2017-126890 A (キヤノン株式会社) 20.07.2017(2017-07-20), 段落[0016]-[0019][0026][0031][0051]-[0054], 図1-6, 12 (ファミリーなし)

文献2: JP 2014-529950 A (トムソン ライセンシング) 13.11.2014(2014-11-13), 全文, 全図 & US 2014/0184430 A1, 全文, 全図 & WO 2013/026210 A1 & EP 2749023 A1 & CN 103858433 A & KR 10-2014-0056290 A

文献3: 安室 喜弘、外5名, “3次元点群データからの体積算出のための表面形状モデリング”, 第54回 システム制御情報学会 研究発表講演会講演論文集, 2013.05.19, pp.315-316

請求項1-12に係る発明は、三次元データ符号化方法、三次元データ復号方法、三次元データ符号化装置、及び三次元データ復号装置であり、産業上の利用可能性を有する。

請求項1, 2, 4, 6, 7, 9, 11, 12に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により、新規性・進歩性を有しない。文献1には、3次元空間の点群を符号化・復号化する際、ブロック内の点群の総数に応じて八分木構造に分割する、もしくは、8個のブロックをに内包される点の総数が閾値に満たない場合に、これら8個のブロックを1個のブロックとして統合した上で、各ブロックの分割・八分木構造の有無をフラグとしてビットを付与して、符号化・復号化していくことが記載されている。

請求項5, 10に係る発明は、文献1により、進歩性を有しない。3次元空間の点群におけるを符号化・復号化対象として、点群の位置・座標情報に加え、点群の属性値を符号化することは、当業者が必要に応じて適宜なし得る設計的事項にすぎない。

請求項3, 8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性・進歩性を有する。

請求項3, 8に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。いずれの文献にも、請求項3に係る発明が有する、複数の三次元点のそれぞれの属性情報を、所定の方法で前記属性情報の値を変換する変換処理を行った後にエントロピー符号化する第1属性情報符号化方法、及び、前記変換処理を行わずにエントロピー符号化する第2属性情報符号化方法のうち一方の符号化方法に基づいて符号化し、属性情報の符号化では、前記複数の三次元点の数が所定の数以上の場合、前記第1属性情報符号化方法に基づいて符号化し、前記複数の三次元点の数が前記所定の数未満の場合、前記第2属性情報符号化方法に基づいて符号化し、ビットストリームの生成では、前記第1属性情報符号化方法及び前記第2属性情報符号化方法のいずれの符号化方法に基づいて符号化したかを示す属性情報フラグを含むビットストリームを生成すること、

請求項8に係る発明が有する、符号化された複数の三次元点のそれぞれの属性情報と、前記符号化された複数の三次元点のそれぞれの属性情報が、所定の方法で前記属性情報の値を変換する変換処理を行った後にエントロピー符号化する第1属性情報符号化方法、及び、前記変換処理を行わずにエントロピー符号化する第2属性情報符号化方法のいずれの符号化方法に基づいて符号化されたかを示す属性情報フラグとをビットストリームから取得し、前記属性情報フラグに基づいて、前記符号化された複数の三次元点のそれぞれの属性情報を前記第1属性情報符号化方法及び前記第2属

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

性情報符号化方法のうち一方の符号化方法に応じた復号方法に基づいて復号し、前記属性情報フラグは、前記複数の三次元点の数が所定の数以上の場合、前記符号化された複数の三次元点の属性情報が前記第1属性情報符号化方法に基づいて符号化されたことを示し、前記複数の三次元点の数が前記所定の数未満の場合、前記符号化された複数の三次元点の属性情報が前記第2属性情報符号化方法に基づいて符号化されたことを示すことは、記載も示唆もされていない。